（様式－１）　　（平成１６年９月３０日作成）

事　務　処　理　フ　ロ　ー　図

事務名　予定道路がある場合の接道の例外許可　　作成部署　都市整備局市街地建築部建築指導課指導係 電話 30-745

《事務処理フロー図》

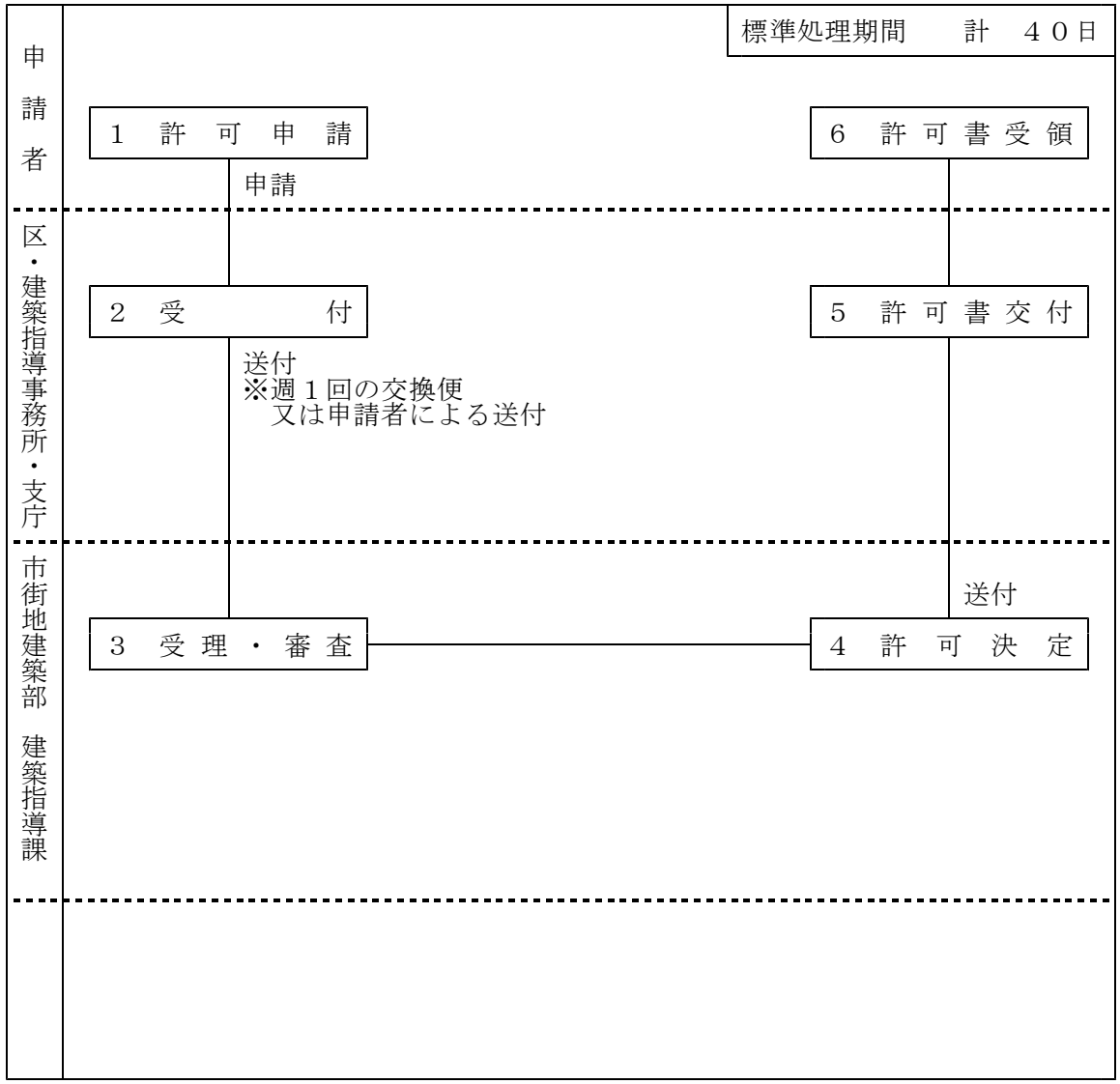

《事務処理フロー図の説明》

項番	項　目	説　　明
1	許可申請	申請者は、受付窓口（区、建築指導事務所、支庁）に申請書を提出し、申請手数料を納付する。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、受け付ける。
3	受理・審査	許可することが相当な建築物であるか審査を行う。
4	許可決定	許可決定を行い許可書を作成する
5	許可書交付	許可書を申請人に対し交付する。
6	許可書受理	